

国土審議会 水資源開発分科会（第11回）

平成24年11月16日

【池本水資源政策課長】 それでは、若干時間前ではございますが、惠委員につきましては遅れて参加するとのご連絡をいただいております。その他の先生方はおそろいですので、会議を開会させていただきたいと存じます。会議は、17時までの1時間半を予定しております。

開会の前に配付資料の確認をさせていただきたいと思います。資料のリストが1枚入っておりますので、ごらんいただきたいと思います。

資料1としまして、水資源開発分科会委員名簿でございます。資料2としまして、筑後川水系における用途別の需要実績と供給可能量の動向でございます。資料3としまして、建設事業の進捗状況でございます。資料4としまして、その他重要事項に関する最近の取り組み状況についてでございます。資料5としまして、「筑後川水系における水資源開発基本計画」一部変更（案）の概要及び新旧対照表でございます。資料6としまして、変更事業の内容、両筑平野用水二期事業の資料でございます。

以下、情報提供資料となりますけれども、情報提供資料1としまして、平成24年「日本の水資源」の概要でございます。情報提供資料2としまして、気候変動に対応した水量・水質一体管理のあり方に関する調査の概要資料でございます。情報提供資料3としまして、平成23年4～5月渇水の概要（筑後川水系）のものと、裏に平成24年全国渇水状況（国管理河川）のものについての資料がございます。情報提供資料4としまして、今年の九州北部豪雨の資料でございます。情報提供資料5としまして、地下水保全条例等の資料でございます。情報提供資料6としまして、最近の水に関する法律制定の動きを示した資料でございます。

以下、参考のものでございますが、配付しております資料に乱丁や配付漏れなどございませんでしょうか。もしございましたら、また随時お申し付けいただければと思います。

では、早速ですが、本日の水資源開発分科会を開会させていただきます。

議事に入ります前に、幾つかご報告を申し上げます。

まず、本日は定足数の半数以上のご出席をいただいておりますので、国土審議会令第5条第1項及び第3項の規定に基づきまして、会議は有効に成立しております。

なお、所用のため、飯嶋特別委員はご欠席、恵特別委員はおくれてご出席との連絡を受けております。

ここで、本日まで出席の委員をご紹介します。前回から時間があいておりますので、皆様方をご紹介します。よろしくお願いいたします。

まず沖委員でございます。平成22年3月に新しくご就任いただきまして、4月に水資源開発分科会の委員及び特別委員の互選によりまして、分科会長をしていただくことになりましたので、改めてご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

【沖分科会長】 沖でございます。よろしくお願いいたします。

【池本水資源政策課長】 次に、望月委員でございます。新しくご就任いただいております。

【望月委員】 望月です。よろしくお願いいたします。

【池本水資源政策課長】 次に、特別委員でございますが、まず楠田委員でございます。

【楠田特別委員】 楠田でございます。よろしくお願いいたします。

【池本水資源政策課長】 佐々木委員でございます。

【佐々木特別委員】 佐々木です。よろしくお願いいたします。

【池本水資源政策課長】 清水委員でございます。新しくご就任いただいております。

【清水特別委員】 清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【池本水資源政策課長】 田中委員でございます。新しくご就任いただいております。また、筑後川部会の部会長をしていただいております。

【田中特別委員】 田中です。よろしくお願いいたします。

【池本水資源政策課長】 槇村委員でございます。

【槇村特別委員】 槇村でございます。よろしくお願いいたします。

【池本水資源政策課長】 それから恵委員でございます。

【恵特別委員】 恵でございます。おくれまして……。よろしくお願いいたします。

【池本水資源政策課長】 三野委員でございます。新しくご就任いただいております。

【三野特別委員】 三野でございます。よろしくお願いいたします。

【池本水資源政策課長】 山本委員でございます。

【山本特別委員】 山本でございます。よろしくお願いいたします。

【池本水資源政策課長】 よろしくお願いいたします。

また、長年ご尽力をいただきました虫明委員、藤原委員、池淵委員、丸山委員、村岡委

員が今回までの間にご退任されております。

続きまして、事務局側にも異動がございましたので、ご紹介させていただきます。

小池水資源部長でございます。

【小池水資源部長】 小池でございます。よろしくお願いいたします。

【池本水資源政策課長】 秋本大臣官房審議官でございます。

【秋本大臣官房審議官】 秋本です。よろしくお願いいたします。

【池本水資源政策課長】 宮崎水資源計画課長でございます。

【宮崎水資源計画課長】 宮崎でございます。よろしくお願いいたします。

【池本水資源政策課長】 橋本水源地域振興室長でございます。

【橋本水源地域振興室長】 よろしくお願ひいたします。

【池本水資源政策課長】 大槻総合水資源管理戦略室長でございます。

【大槻総合水資源管理戦略室長】 よろしくお願ひいたします。

【池本水資源政策課長】 畔津企画専門官でございます。

【畔津企画専門官】 畔津でございます。よろしくお願いいたします。

【池本水資源政策課長】 私は、司会を務めさせていただきます水資源政策課長の池本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議は公開で行っておりまして、一般の方にも傍聴いただいておりますこと、また、議事録につきましても、各委員に内容をご確認いただいた上で、発言者名も含めて公表することとしておりますことをご報告申し上げます。また、一般の傍聴者の皆様におかれましては、会議中の発言は認められておりませんので、よろしくお願いいたします。

ここで事務局を代表しまして、水資源部長の小池よりご挨拶を申し上げます。

【小池水資源部長】 分科会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、非常にお忙しい中お集まりいただきまして、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日ご審議いただきます筑後川水系のフルプランに関しましては、現行のフルプランが平成17年の4月に策定をされているということでございまして、フルプランの期間の中間点に当たります平成22年12月から半年にわたりまして、中間的な点検を行っているところでございます。

このため、このフルプランの中で、後ほどご説明させていただきますけれども、両筑平野用水二期事業の工期の延伸の必要が出てまいりました。これに伴いまして、フルプランの一部変更をお願いしたいということでございます。

本日の分科会の1ヵ月ほど前に、筑後川部会でご審議いただきまして、その内容等も後ほど田中委員からご説明とご報告等もでございます。

昨年の3.11、大きな震災がございましたけれども、震災の被害の中でも、水資源に係る被害も非常にございました。非常に多くの、広い範囲で断水が発生したということでもございました。改めまして、水の大切さ、水資源の重要さというものが認識されたというところでございます。

また、今年に入りまして、筑後川のある九州では、筑後川を含めまして、梅雨期に非常に雨が降りまして、甚大な被害が発生しているところでございます。

また、夏には、東日本、特に利根川を中心にいたしまして濁水が発生したということでもございましたが、幸いにして、9月末の台風により何とかしのいでいるという状況でございますけれども、まだ利根川水系のダムの貯水量も例年より少ないという状況でございます。降るときは降る、降るところは降る、降らないところは降らない、降らないときは降らないという非常に振れ幅の大きな状況になっておりまして、最近の雨の降り方の典型的な年になるのではないのかと思っております。

これは日本だけではなくて、一つの例としてアメリカでは、ニューヨークが豪雨の災害を受けて、まだまだ影響が残っているところでございますけれども、中部につきましては、干ばつの被害が発生をしてございまして、まだその影響が残っているということでございます。

いずれにしましても、気候がなかなか大きく変化をしているところでございまして、水に関するリスクをいかに解消していくか、どのように少しでも影響がないようにしていくかということが、非常に重要なテーマになってきているのではないかなと思っております。

本日の分科会では、筑後川のフルプランを中心にご議論いただきたいと思っております。あわせて、いろいろと昨今の状況等も踏まえまして、貴重なご示唆をいただければありがたいと思っております。

よろしく願いいたします。

【池本水資源政策課長】 それでは、会場内の撮影はここまでとさせていただきます。ここからの進行につきましては、沖分科会長に議長をお願いしたいと存じますので、どう

ぞよろしく願いいたします。

【沖分科会長】 各委員におかれましては、本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。大先輩、大先生方が居並ぶ中で私が座長というのは大変身の引き締まる思いではありますけれども、お役目ということでやらせていただきますので、どうぞよろしく願いいし上げます。

ただいま、小池部長より挨拶がありましたとおり、いろいろな状況がある中で本年度も、フルプランの一部変更という儀式といいますか手続をきちんとやることだけではなくて、現在の日本の水資源はどういう状況にあって、どのようなリスクを抱えているのか、また昨今の状況を踏まえて、今後どのようなことをしなければいけないのかということ、我々も考える材料をいただいて、また今後の審議に生かせるようなことがあればと思っております。

まず、審議に入ります前に、国土審議会令第2条第6項に基づきまして、私から分科会長代理の指名をさせていただきたいと思っております。これにつきましては、三野委員に願いたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

では、一言願いいたします。

【三野特別委員】 先ほどもご紹介いただきましたが、今回新しく特別委員として加わらせていただいております三野です。さらに今日、分科会長代理ということで大変な役を仰せつかりましたが、一生懸命やっていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

【沖分科会長】 ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思っております。

今回は筑後川水系水資源開発基本計画の一部変更案について審議することとしております。

本件につきましては、平成24年9月3日に国土交通大臣から国土審議会の意見が求められ、9月18日に本分科会に検討が付託されております。これを受けまして、9月20日に筑後川部会へ調査審議を付託し、10月15日に筑後川部会で調査審議が行われました。

お手元には、同部会での議論を踏まえました一部変更に関する資料が用意されております。資料5が同部会での議論を踏まえた一部変更に関する資料となっております。本日は、一部変更案につきまして議論をして、取りまとめを行いたいと考えております。

今後の進め方ですが、まず部会で取りまとめられました一部変更案や配付資料を事務局から説明していただくことにしたいと思います。その後に、筑後川部会の田中部会長から部会における調査審議の概要を報告していただきます。その後に、委員の皆様によるご議論をいただきまして、取りまとめを行いたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

また、その後に、せっかくお集まりいただきましたので、事務局より最近の水資源に関する状況の報告をいただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

それでは、まず、事務局より「筑後川水系における水資源開発基本計画」の現行計画の状況、それから筑後川部会で取りまとめられました「筑後川水系における水資源開発基本計画」の一部変更案について説明をお願いいたします。

【畔津企画専門官】 それでは早速、資料のご説明をさせていただきます。

資料1、水資源開発分科会委員名簿でございます。

本日、飯嶋委員ご欠席ということで、委員2名、特別委員8名の、10名でご審議いただきたいと思ひます。

資料2です。筑後川水系における用途別の需要実績と供給可能量の動向についてです。

最初に需要実績について、水道用水、工業用水、農業用水の順にまとめております。その後に、供給可能量を添付してございます。資料につきましては、平成22年12月から23年5月にかけて筑後川部会が4回開かれております。そこで実施しました定期点検で使用した資料をもとにして、その後の実績データの追加修正を行っております。

1枚開いていただきまして、1ページでございます。

1ページから4ページまでが、筑後川フルプランエリアにおける4県合計の水道用水に関するデータです。4ページで1セットとなっております。

まず1ページでございますけれども、人口、それと家庭用水の有収水量原単位のグラフでございます。グラフの見方でございますけれども、カラーと白抜きのデータがございます。カラーは現行フルプラン策定時のデータでございますして、カラーの実績をもとに平成27年を想定しております。白抜きのデータについては、計画決定後の実績のデータでございます。

2ページでございます。取水量関係のグラフです。緑と赤を足したところまでが1日平均取水量、その上に、少し離れたところにあります青色のバーがございますけれども、こ

れが一日最大取水量でございます。計画策定後の実績データを見ますと、人口は微増傾向でございますけれども、取水量については横ばいの傾向でございます。

5ページをめくっていただきまして、こちらからは各県のデータでございます。人口は順調に伸びておりますが、取水量については各県ほぼ横ばいという傾向でございます。

飛びまして21ページをごらんください。工業用水でございます。

21ページから24ページが筑後川水系のフルプランの合計でございます。こちら4ページで1セットになっております。

21ページは、3業種別の出荷額でございます。平成19年度まで上昇傾向でございましたが、平成20、21年と落ち込んでおります。これは、リーマンショックの影響と思われま。

22ページは、工業用水の使用水量・補給水量・工業用水道の依存量のデータでございます。

めくっていただきまして23ページ、工業用水道を毎秒当たりの値にしたものでございまして、赤の棒グラフが工業用水道の日平均の補給水量でございます。少し離れた青色のバーが、一日最大取水量のデータで、現行フルプラン策定以降の実績は減少傾向という状況です。

25ページからは各県のデータです。いずれの県も、出荷額は平成20、21年と落ち込んでございまして、取水量については、佐賀県は横ばい、福岡県、熊本県では減少傾向が続いております。

次に41ページをごらんください。農業用水の実績等でございます。農業用水につきましては、0.14トンの新規需要がございます。新規需要0.14トンだけの実績の把握はできませんので、下流にございます大きな取水口のデータ、両筑平野用水事業と、筑後川下流用水事業がございまして、その両方を足した総計画水量と実績の年間総取水量を確認しております。平成10年に大きく取水量が変わっておりますけれども、事業が一部供用開始となっております。その後も、年によって降水量が違うことから、少し変動はございますが、約8割程度の取水がされている状況でございます。

続きまして供給可能量です。43ページ、44ページです。43ページは年降水量のグラフでございます。それと44ページは供給可能量で定期点検時の資料でございます。供給可能量は、近年の20年間の中で一番厳しい年、20分の1が平成6年、7年になりますけれども、ダム計画当時の値に比べまして6.49トンということで、ダム計画当時

3.41トンでございますが、これに比べると約半分という状況です。20分の2が平成7年、8年になりますけれども約11トンで、ダム計画当時より実力はこちらも低下している状況でございます。また、計画策定以降の実績を加えて供給能力を点検しておりますけれども、9年間を足しまして29年間で見ましても順位に変わりはないということが確認されております。

なお、需給につきましては、一昨年の定期点検において意見をいただいております。別冊の一番後ろにつけております参考資料をごらんください。これの21ページをお開きいただきたいと思っております。

筑後川フルプラン定期点検に関しまして、筑後川部会からご意見をいただいております。その中で、次のページになります。22ページです。これの1つ目の○の1.になりますけれども、筑後川に関する意見をごらんいただければと思っております。

1.水道用水及び工業用水については、今回の点検においても、各県の水利用の計画は現行フルプラン策定時から変わらないことを確認した。なお、最大取水量の実績は現行フルプランの将来需要想定（平成27年度時点）の範囲内に収まっているが、近年横ばいから減少の傾向であることから、次期フルプラン策定に向けて、使用状況の動向を調査し、利水者の政策的要素を勘案した上で、より正確な需要予測が行えるように検討を行うことということで、ご意見をいただいているところでございます。

このご意見を踏まえまして、参考の25ページをごらんください。定期点検のとりまとめということで、水資源部で作成してございます。その中で、次のページになります。26ページの中ほど、Ⅱの次期フルプラン策定に向けてということで、1の需給計画に記載してございますけれども、水道用水、工業用水、農業用水の需要について、先ほどご報告したような実態を踏まえまして、この傾向が今後も続くのか、需要動向を把握し、引き続き調査・検討していくこととしております。

戻っていただきまして、次に資料3、建設事業の進捗状況について報告させていただきます。1ページめくっていただきまして、全体の施設の概要でございます。赤枠で囲っておりますのが、現行フルプランに掲挙しております事業でございます。

次のページからは各個別の事業の進捗状況について記載しております。まず、福岡導水事業でございます。平成24年度完成予定ということで、最終の整備を進めているところでございます。

3ページでございます。大山ダム建設事業でございます。写真にありますように現在試

験湛水を実施中でありまして、こちらも平成24年度完成予定ということで最終の整備を進めてまいります。

次に4ページ、筑後川下流土地改良事業であります。現在、進捗率94.6%でございますが、筑後川水系からの取水に係る事業については完成しておりまして、フルプラン上は既に完成と考えてまいります。

次に5ページ、小石原川ダム建設事業であります。こちらは現在ダムの検証中でありまして、黄色の枠に記載してありますように、検討がこれまで何回も行われてまいります。

次に6ページ、両筑平野用水二期事業であります。現在、進捗率54.9%でありまして、今回の一部変更の案件であります。後ほど詳しく説明させていただきたいと思っております。

次に資料4、その他重要事項に関する最近の取り組みについてということで、いくつかご報告させていただきます。

1枚めくっていただいて、1ページでございます。水源地域の開発・整備及び流域内外の地域連携の取り組みについてといたしまして、流域連携基金事業の取り組みについてです。この事業は、福岡都市圏と筑後川流域の住民同士の交流を通じまして、水源地域の役割についての認識を高めるための活動を実施しております。平成23年度はダム見学会などを実施しまして、4,000名の交流活動が行われております。

次に2ページでございます。水源地域整備事業の取り組みでございます。筑後川フルプランにおきましては、大山ダム、竜門ダム、小石原川ダムが対象でございます。竜門ダムにつきましては、水源地域整備事業は既に完成しております。大山ダムにつきましては、現在、写真にありますように、県道ですとか集会所等の整備を行っておりまして、現在進捗率約80%という状況です。小石原川ダムにつきましては、これからという状況でございます。

次に3ページでございます。河川環境の保全の取り組みとしまして、筑後大堰における魚類等の遡上調査の状況について報告です。ここ数年は遡上数が少ない状況が続いております。

次に4ページ、地下水の適切な利用についてでありまして、筑後川の下流地域につきましては、地盤沈下防止等対策要綱対象地域となっております。左上のグラフにありますように、これは地下水の取水の推移をあらわしておりますけれども、平成13年3月には

佐賀西部の広域水道用水供給事業が供用を開始し、地下水から表流水への転換が進んでおります。また、右上の写真にありますように嘉瀬川ダムが完成しております。今後、農業用水についても地下水から表流水への転換が進んでくると考えられます。

次、5ページでございます。節水の普及啓発についてです。水源施設管理者は、下にありますようにホームページを通じまして、ダムの貯水状況などを公開しております。渇水時には利水ユーザーなど関係者が適宜運用管理などに活用しているところでございます。

6ページ、それと7ページでございますが、生活排水、産業廃水等の再生利用の取り組みについてでございます。福岡市は全国でも水が大変厳しい地域ということで、節水を推進する条例が制定されております。右下のグラフにありますように、再生水の利用が年々増えてきている、進んでいるという状況でございます。

7ページは、雨水貯留タンク、それと雨水浸透ますの助成に関するパンフレットを例示しております。これまで約1,000件の助成が行われております。

8ページは、その他の取り組みとしまして災害等の緊急時に備えた対応事例の報告でございます。佐賀東部水道企業団と鳥栖市の間で、災害時に備えて平成21年度に緊急連絡管が設置されております。これによりまして、災害時、事故時に水道水の相互融通が行われる体制ができております。なお、福岡導水の耐震改築の際にも、緊急連絡管が使われております。

以上、ここまでの資料につきましては、一昨年筑後川部会においてもご報告しまして、ご意見をいただいているところでございます。

次に資料5、6が、今回の本題の筑後川フルプランの一部変更に関する資料でございます。

先に事業内容についてご説明させていただきます。資料6の1ページをごらんください。両筑平野用水二期事業の概要でございます。事業主体は水資源機構で、場所は福岡県朝倉市ほか1市2町、事業目的としましては、既に完成しております両筑平野用水施設の改築を行うものでして、福岡県の農業用水、水道用水、工業用水、それと佐賀県の水道水の供給に関わる水路等の機能回復を図るものとなっております。工事につきましては、枠で囲ってあります(1)から(5)までの施設の改築などございまして、総事業費が210億、事業は平成17年から着手されまして、平成23年度時点で進捗率は54.9%となっております。

次の2ページ、計画平面図でございます。事業工種ごとに既設利用ですとか補修、改築

などを細かく色分けしております。

少し飛んでいただきまして、5ページをごらんください。両筑平野用水二期事業の主要施設の実施状況についてご説明させていただきます。

まず、①江川ダムの利水放流施設の改築でございます。施設は管理開始後30年を経過しておりまして、写真にありますようにバルブの損傷により漏水も時折発生しております。年間を通じて放流が必要ですが、代替施設がないことから、点検補修時には、仮設ポンプなどにより代替放流が必要でした。突発的な不具合に対して対応できるようにということで、ポンチ絵の赤枠で囲ったところになりますが、元栓としての副バルブを新たに設置しております。

次に②寺内導水路です。左の写真にありますようにトンネル内に亀裂が発生しまして、漏水、底盤の浮き上がりですとか、背面の空隙などが確認されております。このため、右の写真のように今回中側から補修を行っております。

次に6ページをごらんください。頭首工でございます。女男石頭首工と甘木橋頭首工の2カ所ありまして、どちらも管理開始後30年を経過して老朽化に伴う機能低下が顕著となっていることから、今回更新をしております。また、女男石頭首工につきましては、写真を添付しておりますけれども、堰上流の土砂の堆積予防ですとか下流の水位の急上昇等を防ぐために、ゲートを2分割化しております。

次に④幹支線水路でございます。こちらも管理開始後30年を経過しておりまして、路線全体を通じて漏水や陥没が発生しております。そのため、管の内側から補修を行っております。今年度には概成する予定でございます。

次に7ページ、8ページでございますが、24年度を越える工事についてです。

まず分土工ですけれども、こちらも管理開始後30年経過しております。左、中段に写真を付けておりますが、ゲートが老朽化しておりまして不具合が生じております。また、既設の分土工は容量が小さくて、配水調整時にロスといいますか無効放流が発生しております。このため、下の平面図で見いただきますと、青が現況になります。赤枠が計画になりますけれども、少し規模を大きくして改築を行うこととしております。その際、緑色のところのように新たな用地取得が必要となりまして、地権者との調整等が必要になっております。

次のページ、操作設備でございます。分土工の改築に合わせてゲートを遠方操作によって自動化しまして、省力化を図る改良を行うものでございます。平面図、放射線上に線を

引いておりますけれども、そのセンターにあります赤い帽子のような形のところが遠方監視制御室になりますが、下の写真の③とか④といった流量や水位計等のデータを観測しまして、②のゲートを遠方操作するものでございます。分木工の改築に合わせて実施するというので、こちらも工期の延伸が必要という状況になっております。

少し戻っていただきまして、資料6の3ページをごらんください。今回の二期事業の変更に関する概要でございます。内容は重複いたしますけれども、文章でまとめたものでございます。

本事業は平成17年度に着手しまして、平成23年度までに江川ダムの利水放流施設、導水路改築、頭首工が概成しております。事業費ベースで210億のうち115億を執行して、現在54.9%という状況です。平成24年度以降につきましては、幹支線水路、分木工、操作設備が残っておりますが、幹支線水路については平成24年度で概成する予定でございます。残る分木工、操作設備については、平成25年度を越えるという状況で、分木工につきましては全体で75箇所の改築を計画しております。このうち平成24年度以降については53箇所が残っておりまして、この分木工の改築ですが、水の少ない冬期に行う必要があります。地域の営農調整とか地権者との調整、予算等を検討した結果、平成29年度までになる見込みでございます。また、操作設備についても、分木工の改築と合わせて整備が必要なことから、平成29年度まで要する見込みでございます。

1枚めくっていただいて、4ページをごらんください。事業の進捗を表す概要図でございます。黄色が実施済みでございまして、青が平成24年度以降をあらわしてございます。下の表は事業費の内訳でございます。見ていただきますと、平成23年度まで、幹支線水路、操作設備がまだ50%に至っていないという状況です。

戻っていただきまして資料5の1ページをごらんください。フルプランの一部変更の概要でございます。フルプランで計画しております両筑平野用水二期事業につきまして、予定工期が平成25年度までとなっておりますが、平成29年度までとする工期の延長を行いたいと考えております。

次のページは、フルプランの本文を少し省略した、新旧対照表でまとめたものでございます。

以上でございます。

【沖分科会長】 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、筑後川部会の田中部会長より、部会における調査審議の概

要についてご報告をお願いいたします。

【田中特別委員】 それでは、私のほうから、筑後川部会におきまして審議いたしました概要につきまして、ご報告させていただきます。

筑後川フルプランの変更につきましては、沖分科会長のご説明のとおり、9月20日に水資源開発分科会長から筑後川部会長への付託を受けまして、平成24年10月15日に筑後川部会を開催いたしました。また、先ほど事務局よりご説明がありましたとおり、フルプランの変更内容は、両筑平野用水二期事業の予定工期を平成25年から平成29年に延伸するというものです。この10月の部会におきましては、今回の案件が主要施設の改築に関わるというものでありましたことから、全般的なご意見としまして、施設の更新や改築は長期的に続くものであり、計画的に考えていく必要がある、いわゆるストックマネジメントの必要性に関わるご意見、それから施設を早期に改築しなかった場合に管理コストが大きく増大するのかどうかということを検証する必要がある、いわゆるライフサイクルコストを考慮して施設改築への投資等を考えていく必要があるというような将来展望に関わるご意見もいただきました。

今回の案件に関しましては、変更見込みである予定工期の平成29年度をおくれないように施工を計画的に進めていく必要があるというご意見もいただきました。

全体の意見としましては、予定工期の延伸に異議はなしというものでありました。その上で、筑後川水系水資源開発基本計画の一部を変更することにつきましては、事務局の案に異議はないということで、取りまとめをさせていただいた次第でございます。

以上が筑後川部会におけます審議の概要でございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

【沖分科会長】 どうもありがとうございます。

それでは委員の方々から、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

恐縮ですが、楠田特別委員、佐々木特別委員と順番にご発言をと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

まず、楠田委員からお願いいたします。

【楠田特別委員】 筑後川水系は、既にご承知のように、いつも水不足で悩まされていくところでもあります。その解消のための努力がなされてきておりますし、今後もしなければいけないと思っております。今回の変更につきましては、いくつかの条件を考えましても、やむを得ないと考えております。

よろしくお願いいたします。

【沖分科会長】 ありがとうございます。

それでは、佐々木委員、お願いいたします。

【佐々木特別委員】 2点申し上げたいと思います。

1点は、一般論でお尋ねしたいことがあります。それは、このフルプランをつくるということは非常に重いものだと思うのです。手続的にもかなり高いレベルで決定される事項でありますし、中身についても長期的に「需要」と「供給」を想定して、その他、「重要事項」もいろいろ考えて、それでフルプランはつくられる。そうすると、それほどきちっとしてつくられたものですから、決められたことはもちろん予算面も「期間」も守ってもらわないとほんとうは困ると思うのです。にもかかわらず、今までにもいろいろ「変更」がありましたという記録は残っています。

お尋ねしたいのは、それほど重要なフルプランという重いものですから、それを途中で変更しなければならないような事態が生じるとしたら、それに関する何らかのルールがあって然るべきだと考えるのです。その辺のことがどうなっているのか全然わからないのです。つまり、例えば、「大きな災害が途中で起こったときにはフルプランを変える」とか、その他、どのようなケースが生じたときに、フルプランを変えるのか。今回のケースは、どういう場合に当たるのか。一般論がどういうものかルールがあれば、それを教えてほしい。

もう1つは、本件について、既に筑後川部会のほうで、今、田中さんがおっしゃったように一応の結論が出ておりますから、私もやむを得ないのではないのかなと思うのです。ただ、その前に一言申すことが許されれば、こういう変更、つまり、4年間期間が延びるということがもたらすかもしれないマイナスがあるのではないかと思うのです。

例えば、一般的に考えても、平成25年で終わるとされるものが平成29年に及ぶ、つまり4年間長くなって、「工事費」は変わらない、資料には「変更なし」とありますが、ほんとうに変わらないのだろうか。あるいは、この地区の「水の需要」は非常に大きいと想定されているのに、それが4年間繰り延べというか、工事が延ばされるのですから、その期間に需要者側、ユーザー側が困るとか、支障が出るということはないのか。そのようなフルプランの「変更」がもたらすかもしれないマイナス面のいくつかを一個一個潰していったら、そういう作業をきちっとやった上で、「変更やむなし」という結論が得られましたよ対外的には明示したほうがいいのではないかと思います。

以上。

【沖分科会長】 ありがとうございます。

大変重要な指摘をいただいていると思います。変更というものの一般的なルールはどうなっているのか、あるいは、今後どうあるべきか。それから、今回のような4年間工期を延長することに関して、デメリットをどのように検討してやむを得ずとしたかという点でございます。

委員の皆様のご質問を受けた上で、まとめてご回答いただければと思いますので、引き続きまして清水委員、お願いいたします。

【清水特別委員】 1つは、今の事業期間が延びるということで、もしまた延びたら計画変更をやらなければいけないわけですね。ですから、平成29年度まで延ばせばいいという根拠がしっかりしたものであるのかどうか。単純に考えると、今、工事が50%進んでいて、平成17年から23年で6年間なので、あと50%やるのは6年間くらいいるのではないかと考えれば平成29年ですけれども、これはしっかりしたものでなければいけないだろうということがあります。

それから、これは筑後川部会のほうでも十分に検討されていると思いますが、工業用水の補給水量の見積もりが、平成14年から27年を推定したものが、ちょっと見積もりの方が大きくなってきているというのが参考資料のほうに、先ほど拝見したところありました。水道用水のほうは良いですが、工業用水のほうで、先ほど聞いたら、これは熊本、福岡の伸びが少なかったということをおっしゃいましたので、その辺、もう一度ご説明いただければと思います。

あと、今後、維持・補修にお金がかかってくると思いますが、今回この水路等の機能回復をやったときに、今後の補修に向けて何か工夫をされたのか、維持とか管理ですね。例えば武蔵水路では、真ん中に隔壁を設けて、半分は水を流すけれども、半分は補修のために空けておくですとか、かなり今後の補修のことを考えられていますので、やはり、今後の維持回復機能に向けてはお金がかかってくると思いますので、今回その辺に何かご配慮された点はあるのか、その辺よろしくお願いいたします。

以上です。

【沖分科会長】 ありがとうございます。

4年で間に合うのかどうかという根拠、それから工業用水の見積もりについてどのような検討をされたか、また、今後、補修あるいは管理ということに非常に重きが置かれるの

だけでも、今回の工事に関しまして、そういうことに対する配慮はどのくらい考えられているのかというご質問だったと思います。

では、引き続きまして望月委員、お願いいたします。

【望月委員】 全くど素人なので、わからないことが多いんですけども、お話を伺っていて、基本的に、工事の期間を延伸することについてはいたし方ないというか、そういうことで進めていただくことだと思います。しかし、例えば前提となるフルプランの水道用水、工業用水の需要の見積もりが、どうしてこのような数字に設定されるのかというのが非常に疑問としてありますけれども、今この議題ではないので、そこはあえて言いません。

ここだけのことに関して気になった点は、もう皆さんおっしゃっていますが、この事業が53%の進捗にとどまった大きな原因ははっきりとしておいたほうが良いと思います。ほんとうに地元の調整の話なのか。財政が非常に厳しい中で、優先度が低くなってしまって、事業を進めるだけのお金がなかったということが大きなポイントだとすると、今後もその状況は続いてくると思うんです。そのときに、期間を延ばせばそのような状況が解消されてくるのか。優先度が高いものから予算付けがされるかぎりには、この事業はどれだけ全体の中で優先されるべきものなのだろうか、そのプライオリティーみたいなところは明確に示す必要がある。ただ、必要で、決めたからこの期間にやらなきゃいけないからということではなくて、時間ロスによる実際に使う人の不利益、そういったものは一体何なのか。それは緊急度を要する、つまり安全性からみた不利益が非常に高いものだから、そこまでの時間ロスは許されないということがきちっと言えるかどうか。

極論すると、その部分は、ある程度の時間をかけて、ペースダウンしてやっていける事業なのかとか。その辺、なぜこの事業が進まなかったかという、根本的なことを明確にした上で進められることが必要なのではないかと思います。これは皆さん既に行っていることだと思うんですけども、あえて言わせていただきます。

【沖分科会長】 ありがとうございます。

引き続き本質的なご意見で、まず1つには、進捗がおくれたのはどういうことかをはっきりさせない限り、これは佐々木委員からのご指摘でもありますが、こういうことはどんどん続くだろうと。どんどん続くということの是非として、その度ごとにおくれるものはおくれれば良いと変更していけば良いのか、あるいは、何らかの方針なり基本的なものがあるのではないかというご指摘だったかと思います。

では、三野委員お願いします。

【三野特別委員】 私もただいま各委員の先生方のご意見、もっともなことだと思いますので、その辺についてはしっかり勉強したいと思いますので、ご回答をよろしく願いたい。

ただ、これは二期事業ということですよ。先ほど部会のほうからの検討のご報告にもありましたけれども、これまでの制度というのは、新設等を軸にした技術と制度の体系、それが二期事業ということになりますと、新設の対象にした技術や制度というのがそのまま適用できない、それをある意味で試行錯誤的に繰り返されてきたということで、当初の見込みがすぐずれてきてしまったのではないかと推測します。

これからは二期事業のような、既に存在する施設をもう一度更新、あるいは改良していく事業が多くなると思いますので、各先生方のご意見はこれからの対象に対して重要になると思います。そのような意味で、延伸についてはやむを得ないと私自身判断しますが、きちんと技術と制度の体系をそういう方向に向けて、おそらく、もう整備されてきたのでこういう見込みが立ったんだと思いますが、その辺は報告なりなんかの形でいただければありがたいと思います。

以上です。

【沖分科会長】 ありがとうございます。

それでは、田中委員、報告いただいているわけですが、分科会としてではなくて、委員としてありましたら、一言お願いします。

【田中特別委員】 私のほうは、ただいま部会の審議結果をご報告したとおりでございます。特にございません。

【沖分科会長】 ありがとうございます。

それでは、槇村委員お願いいたします。

【槇村特別委員】 先ほど、人口の推移については、おおむね予想どおりというお話がございましたけれども、人口動態については、これまでの推移の推計よりか下回るということが大幅に起きておりますので、その辺はご検討があったのかどうかということと、工業用水、家庭用水についても、推定値がかなり高めとか、最大水量も高めで、グラフを見る限りございますので、その辺は計画の段階とどうだったかという検討があったのかどうかというのを教えていただきたいと思います。

それから、導水管、頭首工、いろんなところで老朽化という部分のお話がありました。

30年、40年、多分、これは水道だけではなくて、ほかのところでも同じような問題が起きていると思いますけれども、二期事業と三野委員から教えていただいたんですけれども、新しくダムをつくり、管を引きと、いろいろ新しくつくるといふことでの分科会の検討だったと思いますけれども、それをすべて今度また新しくしていくことが可能か、この筑後川に限らずあると思うんです。人口減少、産業構造がいろいろ変化する中で、どのところを新しくつくり変えていくのかという、全体構想とか全体計画の中で進めていかないと、老朽化したもの全てを二期工事というんでしょうか、つくっていくというのは大変無理があると思いますので、つくるときと同じような形で、逆バージョンみたいなもので、非常に大きな変化の中で、それを縮退しながらどのように必要なものをつくらなければならないかみたいな、大きな計画の中で部分、部分の必要性、緊急度を考えていくことが必要じゃないかなと思いました。

それから、工業用水につきましても、地下水のところでもお話ししようかと思ったんですけれども、大規模な福祉施設とかマンションとかホテルも地下水の利用をされておりますので、工業用水との関係で何かご検討があったかどうかとか、いろいろお話しいただければと思います。

あと、ほかの委員の方々と同じで、なぜこの延長期間が4年なのかというようなこととか、いろいろと教えていただければと思います。

以上でございます。

【沖分科会長】 ありがとうございます。

では、恵委員、筑後川部会も参加されていたと思いますが、もしつけ加えることなどございましたら、よろしく願いいたします。

【恵特別委員】 恵です。

皆様のご指摘がまさに議論の対象となったと思います。

現地視察と検討過程で得ました私の印象として、擁護派というわけではないですが、予算が付く段階に応じた事業進捗と実際の老朽化のスピード加速化と、その老朽ないしは不具合の発見のためのセンサー技術発展もあいまって、さまざまなテクニカルなことも、いろいろ駆使してわかるようになってきたというところもあると思います。また、民との協調といいますか、民間での土地の取得が計画どおりいっていないというご説明もありますが、一番の大きな遅れは、ストックマネジメントで当初計画の時点で、そこを組み込んでいたかどうかという議論につながったと記憶しております。大局的な意見として、ライブ

サイクルコストと、いわゆるメンテナンスのマネージャーはどこが主体で、それを国の予算にどのようにつなげて配分を受けるかというシステムが今後は新たに検討対象になっていくのではないかという議論があったことをご紹介します。

【沖分科会長】 ありがとうございます。

なかなか含蓄のあるお言葉をいただいたような気がします。山本委員も筑後川部会に参加されていたかと思いますが、よろしく願いいたします。

【山本特別委員】 一般論としては、委員のご意見、皆さん、正論だと思います。ただ、部会の議論の焦点は、この更新の各論として延長を認めるかどうかということが多分ポイントだったと思います。各論としては、工事開始のために新しい土地取得が必要であった、そこで調整というのは時間をかけなければいけないものでありますから、それはいたし方なく時間のかかるものもある、また予算の執行上の問題もあるという具体的な問題に関して、今回はいたし方のない決定であったと部会では議論したと思いますので、部会の委員としても異議はございません。

【沖分科会長】 ありがとうございます。

委員の皆様方からご意見を頂戴しましたので、まとめてコメントを頂戴できればと思います。

【宮崎水資源計画課長】 宮崎でございます。たくさんのご意見をいただきまして、ありがとうございました。

計画のつくり方そのものについてもご質問があったかと思いますが、そのあたりからお話をさせていただきたいと思います。

水資源開発基本計画は、参考資料にもつけておりますけれども、まず地域を指定するのですが、水の需給が逼迫しているような大変なところを指定しているわけです。計画においては、その地域で需給のバランスをとりましょうと、そのためにはどんな施設が必要だろうかということを書き、その他、需給に関わらず、関係する重要な事項についても書き、今までずっと動かしてきたものです。

変更については、二つのパターンがございまして、一つは、全部変更という言い方をしますが、目標年度が来て、その後さらに将来を見たときにどうしようかというときの変更です。この場合は、将来の需要がどれくらいあるか、そのときに供給できる施設はどういうものができるのかということを検討し、そのバランスを見ようというものです。

今回お願いしようとしていますのは、一部変更という言い方をしますが、計画している

事業の完了予定は延伸により目標年度を越えてしまうのですけれども、目標年度を越える、越えないに関わらず、需給に影響しない事業の内容について、計画の一部の変更をするものでございます。

また、需要について確かにあまり推計と合っていないじゃないかというお話がございましたけれども、これは先ほど事務方からご説明させていただきました点検作業においても同じような議論が随分行われまして、需要のグラフの色がついているところから将来を推計したというのが今の計画ですけれども、数年が経過し、確かに平成27年に本当にそうなのかというご意見も確かにあったのですが、その点検においては自治体の方々からの意見をいただいております、まだ平成27年の手前ですのでもう少し様子を見させてほしい、あるいは、水道については着実に需要が出ている、工業用水道については工業団地造成などもやって工場誘致をする努力もいろいろしている、というようなご説明があり、今の段階でほんとうに需要が発生するのかどうかを結論づけるのはまだ早いのではないかと、という議論がございました。

そのような議論の経緯を踏まえ、全体需要についてはご議論があることは重々承知しておりますけれども、まずは平成27年度の目標が近づくまでは、もう少しこのまま様子を見させていただけないかと点検をとりまとめた次第でございます。

ですので、今回は需給のバランス全体を見るのではなくて、そのほかの点で事業の内容に変更の必要が生じたので、計画の一部を変更させていただけないかということでございます。

特に、両筑平野用水二期事業というのは、既に完成している施設でございます。既に水を使っている施設が老朽化等をしたものですから、もう少しよいものに変えたいということから事業が始まりました。事業の目標年度を越えることが明らかになってしまったわけですけれども、何とかお願いできないでしょうかというタイプの計画変更でございます。以上が一点目の、計画の作り方についてのご説明になります。

もう一点は、4年なり工期を延ばすことによる悪影響はないのかというお話がございました。今回、先ほどご説明しましたように、例えば、施設の老朽化により、トンネルの中で水が漏れているとか、構造物からの漏水により周りの土地にも影響が出てしまっていることへの対策など、ほんとうに急いでやらなければいけないものは平成23年度まででほとんど終わってございます。残っていますものは、人がわざわざ行って操作しなければならないタイプの老朽化した施設を、もう少し使い勝手のよいものに変えていきたいという

ものでございます。それは土地取得の関係など相手がある話ですので、なかなか計画どおりにはいっていなかったこともあり、延伸させる必要が出てきてしまいました。

お金の話も説明の中で申し上げたかと思いますが、昨今、公共事業に対しては非常に厳しい状況が続いていることはご存知かと思いますが。フルプランに基づくこの事業に限らず全国的に見ても非常に厳しい状況でございます。その結果、起こっていることは、例えば、報道されていますように、通れない橋がたくさん出てきているとか、下水管の老朽化などが原因となった陥没事故が頻発するようになってきているなどが挙げられます。我が国の社会インフラが相当老朽化してきているというのは、これに限らず大きな問題になっているかと思っております。

ですので、このフルプランの施設だけを特段優先してくれというのもなかなか言いづらくところがございます。さらに、フルプランに関連する施設であっても、この筑後川だけではなく、木曾川、利根川などにおいても同じような課題を抱えており、みな横並びでやっておりますので、本事業だけを特別扱いするというのはなかなか難しいところがございます。事務方としては、閣議決定までしておりますので優先的にやるべきだと政府内では認知されていると、理解しておりますけれども、なかなか許していただけない状況もあるというのもご理解いただけないかなと思っております。

【畔津企画専門官】 今後の工期がこれ以上延びないのかどうかというご質問があったと思います。先ほど水資源計画課長からも説明がありましたとおり、分水工以外の工事は、既に使われている施設を改築するものです。漏水やゲートが動きにくくなったというような不具合が発生してきているものを改築するのですが、平成24年度で概ね完成する予定です。

残る分水工の工事につきましては、今までは管理者が現地に行ってゲート操作をしていたものを、今後は自動にするという改良を加えるものでして、本来であれば平成25年度に省力化が図られところが4年延びるという状況です。

また、平成29年度を越えてこれ以上延びる要素はないのかというご質問があったかと思えます。残る分水工につきまして、全ての施設をチェックしまして、どの時期に工事をするのかを確認しております。先ほど説明しましたように、非かんがい期、つまり農業に水を使わない時期に工事を実施する必要がございます。どのタイミングでどの分水工の工事を実施するかを検討した上で、4年の延伸が必要と設定しているところがございます。

さらに、工業用水の需要に関するご質問がございました。福岡、熊本が少し減少傾向と

いうお話をさせていただいたところでございます。資料2の21ページを見ていただければと思います。フルプラン合計、筑後川水系の工業用水の合計ということで、大分県は工業用水道がございませんので、福岡、佐賀、熊本の合計のグラフでございます。このグラフでございますが、緑色が出荷額の全体、青が生活関連、赤が加工組立、紺色が基礎資材でございます。出荷額の想定は、実績をベースに、それぞれの過去の傾向等を踏まえながら、また、今後の経済成長も含めて平成27年を想定しております。

下のグラフは使用水量等のグラフでございます。過去の実績等を踏まえて、また、地域の工場立地ですとか、この場合は地盤沈下防止等対策要綱の対象地域に指定されておりました、地下水から表流水への転換といった政策的な要素等も踏まえて、想定を各県が積み上げてきてございます。

最近の状況としまして、横ばいから減少という傾向が続いてございますけれども、21ページのグラフを見ていただきたいと思いますが、出荷額で見ますと、平成27年の目標に向かって、ちょっとリーマンショックの影響が出ているかと思いますが、平成19年までは伸びてきている状況でした。この内訳を見ていただきますと、赤の加工組立が伸びて、これが全体を押し上げている状況でございます。筑後川に限った話ではないのですが、3業種で見ますと、全体の傾向からいくと想定以上に加工組立が伸び、出荷額全体については順調に伸びているのですが、取水量については加工組立があまり水を使わないことから、全体としては横ばいから減少という状況となっております。

【沖分科会長】 大体、ご質問に対してはお答えいただいたように思いますが、委員の皆様方……、では、佐々木委員、お願いします。

【佐々木特別委員】 お答えいただきましたけれども、私、2つ申し上げた内の、後段のほう「マイナスの影響はどうか」に対するご説明、1つの例としては、今までは例えば施設を人間が行ってやっていたものを「変更」することで自動化する、機械化することが可能となるそういうようなケースのご説明がございました。それは、水の需要のほうの受け手のユーザーにとって、工期が4年間延びても必ずしもマイナスではないということの説明にはなるかなとは思うのです。だけど、そのご説明では、お金はかかるという説明にはならないのではないかなと思うのです。つまり、今までは人間が行って操作をしていましたから「人件費」はかかる。それが機械化されて自動化されるから、「人件費はよりかからなくなるでしょう」けれども、そのかわりその施設を自動化しなければならない、そのためのお金はかかるのではないかなと思うのです。もしそれが当初のフルプランの中に

なかったならば、その分の工費は当然かかるのではないかと思うのですが。

もしそういうことであれば、資料にあった変更の理由の書き方ももう少し工夫なされたほうがいいのではなかったかと思うのです。「地権者との云々」とか、「予算」のこととかが書かれていましたが、そうではなくて、例えば、ユーザーにとってよりサービスがレベルアップするような高度化をいろいろ図りたいとか、フルプランは今、進行形ですので、その途中でそういうことも新たに考えたので、当初の工期は少し延びることになりましたという感じを書いた方がよかったのではと思うのです。

それから、前半のほうの「変更のルールはあるのですか」とお聞きしたことに對して、今のお答えはあまり答えにはなっていないかと思うのです。参考資料の18ページ、19ページ、20ページあたりにフルプランの「変更に関するこれまでの経緯」がある、そこを拝見すると、おっしゃるとおり「一部変更」と「全部変更」があります。私がお聞きしているのは、「全部変更」については全く聞いていない。この「変更」という言葉はあまりよくないと思うのです。これは「変更」ではなくて、今までのプランがある期間内に完了し、改めて次に向けての新規プランの策定という意味ですから、これは「全部変更」ではない。この用語がおかしいのです。それに対して、「一部変更」あるいは私の言葉で言えば「修正」ですね、つまり、プランが一旦できたのに、それをある期間の途中でかなり重要な事項を「変更」せざるを得ない、それはある意味で「修正案」です。私の質問の真意は、「全部変更」云々ではなく、ここでの用語でいえば「一部変更」をするときのルールはあるのかないのかのみをお聞きしているわけです。例えば、先の参考資料のそういうようなルールはこの18ページ、19ページ、20ページあたりにある「一部変更」のいくつかのケース……。

【沖分科会長】 今おっしゃったのは、参考資料ですね。

【佐々木特別委員】 そうです。例えば、「利根川・荒川の場合の一部変更」、これはこれこれこういう理由があつて変更せざるを得なかったのか等を追跡していく、そのような作業を積み上げれば、もしかしたら何らかのルール案みたいなものが作れるのではないかと思います。すでにそういう「ルール」が作られているものがあるのであれば、それを教えていただければありがたいという、そういうご質問を申し上げました。

【沖分科会長】 ありがとうございます。

ほかに、先ほど宮崎課長、畔津専門官からご意見、あるいはさらなる情報をいただきましたが、もしコメントがおありでしたら……。

よろしいでしょうか。

では、特に、一部変更ということに関して、どんなときに、どんなふうにするものになっているのか。それは何でもやればいいのか、いや、こういうときにやるんだといったことを少し教えていただければと思います。

【宮崎水資源計画課長】 言葉足らずで申しわけございませんでしたが、水資源開発基本計画は、変更という言葉しかもともとございません。まず、決定するときには閣議の了解を得なければならないということと、変更についても準用しますということになってございます。

今回やらなければならないストレートな理由としましては、この両筑平野用水二期事業は水資源機構が担当している事業であるということです。水資源機構の根拠法であります水資源機構法では、水資源機構ができる事業はフルプランを守ってやらなければいけないということが決められておりますので、両筑平野用水二期事業の工期が平成25年度までということになっておりますと、水資源機構としては、もし工事が平成25年度までに終わらないということがわかれば、事業の変更があったということで、フルプランを変えるということとなります。

では、もっと前からわかっていたのではないかというご批判があるかと思いますが、平成25年度予算を目いっぱい要求すればいいじゃないかというご意見もあろうかと思いますが、それはバランス的になかなか難しいのではないかなということと、百歩譲って予算が必要な額ついたとしても、土地の取得や相手のある話がどうしても残りますので、あと1年ではとても難しいということがわかりまして、そういう事情で変更をお願いしているところでございます。

【小池水資源部長】 事業の工期の重みというもののご指摘だと思います。1年延びればそれだけ時間のコストがかかることは、あらゆる事業にいえていることでもありますし、なおかつ、フルプランの手続は閣議までかかるということなので、相当重いということは我々も重々承知していたつもりではありますが、今日の会議で改めて認識をさせていただいたと思っております。

公共事業は長くかかる事業が多いということで、各事業に関しましては、この事業を含めてなんですけれども、定期的に点検を行って、必要性について見直しを行っていくというシステムがございまして、できるだけ工期を守るように、また、重みを感じて予算管理をしていくようにということで、現場も含めて努めてきているわけでございます。今、水

資源計画課長が申しあげましたように、事情としてフルプラン上の工期を越えてしまうぎりぎりのところまで頑張ったのですけれども、今年度が全体の予算の執行状況が見えてくる時期だったものですから、やむを得ないという理由で変更をさせていただくことをお願いしているということです。

また、いただきましたご意見は、それぞれのところに伝えまして、重みをよく感じて事業の進捗管理を行っていくようには努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

【沖分科会長】 ほかにご意見いかがでしょうか。あるいはコメントなり……。畔津様。

【畔津企画専門官】 もう一つ、清水委員から今後の補修に関する工夫というご質問がございました。現在、水資源機構では、筑後川水系に限らず全水系のフルプラン施設についてのストックマネジメント調査を実施しているところでございまして、今後その調査の取りまとめを行っていく予定で進めているところでございます。

【清水特別委員】 はい。

【沖分科会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

ただいまのお話は、工期が守れないという、当初の予定と違ってくるということに対して、ある意味では、閣議まで上がった話ですので、その約束を国としてやろうとして、行政組織がそれをやろうとした。ところができていないというのが、悪意によるもの、あるいはサボタージュじゃないということを、ちゃんとそうではなくて、きちりとした理由があって、やむを得ないということをチェックする役割がこの審議会という組織ではないかと思ひます。その分科会できちんとしてご審議いただきまして、これはやむを得ない、かつ、今日のお話でわかりましたのは、緊急を要するような地点については先にやる、そして事前予防的な、あるいはより効率化するものはいたし方ないので後回しにするという判断がきちんとして働いていた、それが必ずしもここに書かれてなかったわけですが、そういう判断が適正であったかを審議するのが、まさにこの場であるのかなという気がいたします。

ということで、皆様、今回のこの変更ということに関しましていかがでしょうか。皆様、そういう手続、その方針に関してはいろいろご意見が出ましたけれども、変更、今回に関してはおおむねよろしいということだったかと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「結構です」の声あり)

【沖分科会長】 ありがとうございます。それでは、異議なしということをお認めいた

できましたので、当分科会といたしましては、これをもって取りまとめたいと思います。

なお、本日取りまとめました一部変更案は、この後、国土審議会長の同意を得た上で、国土審議会から国土交通大臣への正式な答申となりますので、念のため申し上げます。

それでは、時間が多少ございます。せっかく情報提供資料を頂戴しましたので、畔津様と大槻室長と1点ずつに絞って、これぞ大事だということに関しまして、ご紹介いただきますようお願いいたします。

【大槻総合水資源管理戦略室長】 それでは、お手元の資料、情報提供資料1の「平成24年版 日本の水資源」の概要について、1点のみということですので、ご説明させていただきますと思います。

開いていただきまして1ページ目。今年、テーマとして何を取り上げたのかということですが、東日本大震災を踏まえて、将来にわたって持続可能な水利用の確保に向けて何が必要なのかを今年のテーマとさせていただきます。

被害のポイントとしては、2ページにあるように、例えば、施設が故障しなくても停電でも水が出ないということでありますとか、3ページにあるように、避難所で困っていることとして、長期化すると入浴やトイレなど、水需要がどんどん増えていくことによるものが挙げられていること。それから同じ右側にあるように、水が回復しないことにより事業の早期復旧に影響があるということなどがあり、こういったことも踏まえて今後の対策が必要であるということを取りまとめさせていただきます。

5ページ目のところに書いておりますけれども、水供給自体は、こういった水資源の開発と、それを供給する施設の整備、運用、そしてユーザーの使い方と3点あるわけですが、これに対して、今回のような大きな災害、施設の老朽化、さらにその更新のときに今後の影響として気候変動等を考慮しなければいけないと、こういうものについて具体的な動きをとっていくことが必要であろうということで、今年はまとめさせていただきました。

簡単ではございますけれども、以上でございます。

【沖分科会長】 ありがとうございます。

では引き続き、畔津様よろしく申し上げます。

【畔津企画専門官】 残る情報提供資料3、4、5、6でございますけれども、この資料3、4については、これまでの部長の挨拶にもありました渇水、豪雨に関する内容でございますので、後ほどご参考にしていただければと思います。それと、資料5は、地下水に関する条例等の制定が自治体等で増えているということで、それについて取りまとめた

ものになっておりますので、これも参考に見ていただければと思います。

最後に情報提供資料6をごらんいただければと思います。最近の法律制定の動きについてでございます。水資源関連としまして2件ございまして、表側が水循環基本法案で衆議院の法制局で作成した資料でございます。裏側が雨水の利用の推進に関する法律でございます。いずれも議員立法でございまして、水循環基本法案については国会にはまだ提出されていない状況です。雨水の利用の推進に関する法律については、今年7月に参議院で可決されて、衆議院の審議が残っている状況になっているというご報告です。

以上です。

【沖分科会長】 ありがとうございます。

駆け足で2点のご報告をいただきましたが、こういうことにも気を配ってほしいとか、そういうことがございましたら、ご発言いただきたいと思います。

田中委員、お願いします。

【田中特別委員】 情報提供資料6に関してなんですけれども、筑後川部会でもこの水循環基本法案につきまして発言させていただきましたが、筑後川部会以降に世界の動きとして新たな動きが出てきましたので、情報提供ということと、それに関連した要望をお願いしたいと思います。

水循環基本法案は国会に未だ上程されていませんが、各政党間、省庁間での詰めがなされておまして、あとは国会に提出されるだけであるという状況だと思います。これの5番にあります「水循環に関する国際的協調」というところで、水循環の取り組みは国際的協調の下に行われなければならないと書いてございますが、これの1つの動きとして、グラウンドウォーターガバナンス：グローバル・フレームワーク・フォー・アクション（Groundwater Governance: A Global Framework for Action）というプロジェクトが、今年の4月にスタートしていますが、これのアジア太平洋地域会議が、この12月3日から5日にかけて、中国の石家荘で行われることになっております。このプロジェクトは、GEFとThe World Bank、それからユネスコIHP、FAO、それから学術機関としましてIAHという国際的な水文地質学者の組織がございまして、この5つがジョイントしまして、今年から3年間のプロジェクトで、世界を5つの地域に分けて、それぞれの地域でコンサルテーションをした上で、世界全体としてのグローバル・フレームワーク・フォー・アクションをつくっていくというものです。

これは、どういう意味を持っているかといいますと、今までは、地下水に関しても水資

源に関しましても、いわゆるマネジメントを中心に行ってきたんですが、マネジメントをするためには、まずガバナンスをしっかりとさせなければいけないということです。逆を言いますと、そのガバナンスがきちっとできていれば、マネジメントはできるんだという思想と申しますか、理念であると思います。そういう意味で、水循環基本法案は、その基本理念にも水の公共性とか、流域を1つとして見ていかなければいけないなどが揚げられており、これは、非常に重要な理念だと思えます。

それから、この右下に書いてあります水循環政策本部を内閣府に設置する、そこである意味、一義的に水資源政策を行う。これはまさしくガバナンスの基本をなすものであるということで、これは日本のガバナンスとしてもそうですけれども、世界に誇れるガバナンスの非常に重要な枠組みになっていると思えます。そういう意味で、世界の動きと歩調を合わせる意味で、これはぜひとも日本で、国会で承認していただけるような流れをつくっていく必要があるだろうと思えます。その上で、マネジメントを進めていくということではないかと思えます。今、世界の水関係の流れはマネジメントからガバナンスへという方向に動くのではないかということで、その絡みで情報提供、それから要望ということにさせていただきました。

【沖分科会長】 ありがとうございます。

大変重要な応援演説だと思えます。

ほか、いかがでしょうか。この際ですから、ぜひ、情報提供、あるいは今後こういうことに取り組んでいただきたいという要望などありましたら……。

本日の議論の中では、アセットマネジメント、水資源分野に関してもぜひきちんとやってほしいというご要望が多かったように思いますので、その点も今後行政に生かしていただくということで、ほかにご意見ございませんようでしたら、以上をもちまして本日の議事は終了としたいと思います。

では、事務局のほうに進行を返しますので、よろしく願いいたします。

【池本水資源政策課長】 分科会長、どうもありがとうございました。

それでは、事務局から今後の予定等について、説明をさせていただきます。

【宮崎水資源計画課長】 先ほど、分科会長からもご紹介がございましたように、本日取りまとめでいただきましたこの一部変更案を、国土審議会長の同意を得まして、国土交通大臣への答申ということにさせていただければと考えています。

また、その後、関係省との協議、あるいは関係県知事への意見聴取を経て、国土交通大

臣がこの一部変更を決定していくという運びになろうかと存じます。

【池本水資源政策課長】 以上をもちまして本日の審議は終了させていただきます。

本日の資料及び議事録につきましては、準備ができ次第、国土交通省のホームページに掲載したいと考えております。議事録につきましては、その前に委員の皆様にご内容確認をお願いする予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは最後に、水資源部長の小池よりご挨拶を申し上げます。

【小池水資源部長】 これからの水資源政策に対して、非常に重要な、いろんなご指摘をいただいたということで御礼を申し上げたいと思っております。筑後川のフルプランに関しましては、しっかり手続を進めさせていただきたいと思ひますし、今後のほかの水系、それから筑後川の全体の見直し等も控えてございますので、その中で期待にお応えできるように頑張りたいと思ひます。

本日はどうもありがとうございました。

【池本水資源政策課長】 それでは、以上をもって閉会とさせていただきます。

本日は大変熱心なご議論を賜りまして、まことにありがとうございました。

— 了 —